

令和5年度岩国市集団指導に関する質問及び回答一覧表

番号	サービス名	質問項目	質問	回答
1	訪問型サービスタイプ1	認知症介護基礎研修の受講の義務付けについて	<p>介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者についてとあるが、ヘルパー2級は有資格者の対象となるか。</p> <p>仮に対象でない場合、研修を受講するための必要な措置とは具体的に何か。</p> <p>その他、「認知症介護基礎研修」以外の研修で有資格者と見なされる研修があれば知りたい。</p>	<p>「認知症介護基礎研修の受講の義務付け」に関する有資格者等一覧については、「介護保険サービス事業者に係る集団指導資料」の9ページ、及び「介護予防・日常生活支援総合事業して事業者に係る集団指導資料」の22ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>ヘルパー2級修了者については、訪問介護員養成研修二級課程修了者であるため、「認知症介護基礎研修」の受講義務は生じません。</p> <p>なお、研修を受講するための具体的な必要な措置としては、事業所において「認知症介護基礎研修（eラーニング含む）」を行っている外部機関への研修申し込み等、研修の受講環境を整えて下さい。</p> <p>令和5年度に研修を実施している外部機関及び受講方法等については、「かいごへるぷやまぐち」に掲載されておりますので、ご参照ください。</p>